

飯塚市の公共工事等の前金払に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月24日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第8号

飯塚市の公共工事等の前金払に関する規程等の一部を改正する訓令

(飯塚市の公共工事等の前金払に関する規程の一部改正)

第1条 飯塚市の公共工事等の前金払に関する規程(平成24年飯塚市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(対象) 第2条 前金払の対象は、契約金額が <u>200万円</u> を超える工事等とする。	(対象) 第2条 前金払の対象は、契約金額が <u>130万円</u> を超える工事等とする。

(飯塚市の公共工事の中間前金払に関する規程の一部改正)

第2条 飯塚市の公共工事の中間前金払に関する規程(平成22年飯塚市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(要件) 第2条 中間前金払の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。 (1) その1件の契約金額が <u>200万円</u> を超えていること (2)～(5) (略)	(要件) 第2条 中間前金払の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。 (1) その1件の契約金額が <u>130万円</u> を超えていること (2)～(5) (略)

(飯塚市事務決裁規程の一部改正)

第3条 飯塚市事務決裁規程(平成18年飯塚市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第1(第4条、第8条関係)

市長決裁事項・副市長専決事項 (略)

部長共通専決事項 (略)

(1)～(20) (略)

(21) 1件100万円超2,000万円未満の指名業者等との委託契約に係る随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関すること(所管に属する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第2号の規定に基づき締結する随意契約(契約の相手方が公法人、公益法人、特定非営利活動法人等の営利を目的としないもの、又は医療法人等である場合に限る。)、同条同項第3号の規定に基づき締結する随意契約又はプロポーザル方式(その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を決定するため、当該委託業務等に係る企画提案書の提出を受け、当該委託業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を決定する方式をいう。以下同じ。))により締結する随意契約に限る。))。

(22) 1件100万円超の委託契約の見積の執行に関すること(所管に属する令第167条の2第1項第2号の規定に基づき締結する随

別表第1(第4条、第8条関係)

市長決裁事項・副市長専決事項 (略)

部長共通専決事項 (略)

(1)～(20) (略)

(21) 1件50万円超2,000万円未満の指名業者等との委託契約に係る随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関すること(所管に属する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第2号の規定に基づき締結する随意契約(契約の相手方が公法人、公益法人、特定非営利活動法人等の営利を目的としないもの、又は医療法人等である場合に限る。)、同条同項第3号の規定に基づき締結する随意契約又はプロポーザル方式(その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を決定するため、当該委託業務等に係る企画提案書の提出を受け、当該委託業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を決定する方式をいう。以下同じ。))により締結する随意契約に限る。))。

(22) 1件50万円超の委託契約の見積の執行に関すること(所管に属する令第167条の2第1項第2号の規定に基づき締結する随

意契約(契約の相手方が公法人、公益法人、特定非営利活動法人等の営利を目的としないもの又は医療法人等である場合に限る。)、同条同項第3号の規定に基づき締結する随意契約又はプロポーザル方式により締結する随意契約に限る。)

(23) 1件100万円超の委託契約に係る業務完成確認通知に関する事(所管に属する令第167条の2第1項各号の規定に基づき締結する随意契約であつて、所属課において契約を締結したものに限る。)

(24) 1件200万円以上の委託業務検査報告に関する事。

(25) 1件200万円以上の修繕業務検査報告に関する事。

(26)～(32) (略)

総務部長専決事項 (略)

行政経営部長専決事項 (略)

(1)～(23) (略)

(24) 予定価格50万円超の物品の払下げに関する事。

(25)～(31) (略)

経済部長専決事項～室長(部次長相当職)共通専決事項 (略)

公営競技事業所長専決事項

(1)～(3) (略)

(4) 1件100万円超2,000万円未満の指名業者等との委託契約(部

意契約(契約の相手方が公法人、公益法人、特定非営利活動法人等の営利を目的としないもの又は医療法人等である場合に限る。)、同条同項第3号の規定に基づき締結する随意契約又はプロポーザル方式により締結する随意契約に限る。)

(23) 1件50万円超の委託契約に係る業務完成確認通知に関する事(所管に属する令第167条の2第1項各号の規定に基づき締結する随意契約であつて、所属課において契約を締結したものに限る。)

(24) 1件100万円以上の委託業務検査報告に関する事。

(25) 1件100万円以上の修繕業務検査報告に関する事。

(26)～(32) (略)

総務部長専決事項 (略)

行政経営部長専決事項 (略)

(1)～(23) (略)

(24) 予定価格30万円超の物品の払下げに関する事。

(25)～(31) (略)

経済部長専決事項～室長(部次長相当職)共通専決事項 (略)

公営競技事業所長専決事項

(1)～(3) (略)

(4) 1件50万円超2,000万円未満の指名業者等との委託契約(部

長共通専決事項(21)に規定するものに限る。)に係る随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関すること。

(5) 1件100万円超の委託契約(部長共通専決事項(22)に限る。)の見積の執行に関すること。

(6) (略)

(7) 1件100万円超の委託契約に係る業務完成確認通知に関すること(所管に属する令第167条の2第1項各号の規定に基づき締結する随意契約であって、公営競技事業所において契約を締結したものに限る。)

(8) 1件200万円以上の委託業務検査報告に関すること。

(9) 1件200万円以上の修繕業務検査報告に関すること。

(10)～(13) (略)

支所長共通専決事項

(1)～(7) (略)

(8) 1件100万円超2,000万円未満の指名業者等との委託契約(部長共通専決事項(21)に規定するものに限る。)に係る随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関すること。

(9) 1件100万円超の委託契約(部長共通専決事項(22)に限る。)の見積の執行に関すること。

(10) 1件100万円超の委託契約に係る業務完成確認通知に関する

長共通専決事項(21)に規定するものに限る。)に係る随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関すること。

(5) 1件50万円超の委託契約(部長共通専決事項(22)に限る。)の見積の執行に関すること。

(6) (略)

(7) 1件50万円超の委託契約に係る業務完成確認通知に関すること(所管に属する令第167条の2第1項各号の規定に基づき締結する随意契約であって、公営競技事業所において契約を締結したものに限る。)

(8) 1件100万円以上の委託業務検査報告に関すること。

(9) 1件100万円以上の修繕業務検査報告に関すること。

(10)～(13) (略)

支所長共通専決事項

(1)～(7) (略)

(8) 1件50万円超2,000万円未満の指名業者等との委託契約(部長共通専決事項(21)に規定するものに限る。)に係る随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関すること。

(9) 1件50万円超の委託契約(部長共通専決事項(22)に限る。)の見積の執行に関すること。

(10) 1件50万円超の委託契約に係る業務完成確認通知に関する

ること(所管に属する令第167条の2第1項各号の規定に基づき締結する随意契約であって、所属する支所において契約を締結したものに限る。)こと。

(11) 1件200万円以上の委託業務検査報告に関すること。

(12) 1件200万円以上の修繕業務検査報告に関すること。

(13)～(22) (略)

課長共通専決事項(支所の課長は(1)、(7)(庄内農産物加工所の使用に関するものを除く。)、(8)(自動車の臨時運行許可証及び番号標回収の督促に関するものを除く。)及び(9)(飯塚市手数料条例(平成18年飯塚市条例第55号)第6条第3号の規定による生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者への減免及び飯塚市斎場の使用料の減免に関するものを除く。))を、課長補佐を置く課長は(4)、(6)、(10)、(15)、(16)及び(17)を、技術課長補佐を置く課長は(4)、(6)、(10)、(15)、(16)、(17)、(21)及び(22)を除く。)

(1)～(27) (略)

(28) 1件200万円以下の工事の請負契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定、見積の執行、契約締結、検査及びしゅん工検査報告に関すること。

(29) (略)

こと(所管に属する令第167条の2第1項各号の規定に基づき締結する随意契約であって、所属する支所において契約を締結したものに限る。)こと。

(11) 1件100万円以上の委託業務検査報告に関すること。

(12) 1件100万円以上の修繕業務検査報告に関すること。

(13)～(22) (略)

課長共通専決事項(支所の課長は(1)、(7)(庄内農産物加工所の使用に関するものを除く。)、(8)(自動車の臨時運行許可証及び番号標回収の督促に関するものを除く。)及び(9)(飯塚市手数料条例(平成18年飯塚市条例第55号)第6条第3号の規定による生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者への減免及び飯塚市斎場の使用料の減免に関するものを除く。))を、課長補佐を置く課長は(4)、(6)、(10)、(15)、(16)及び(17)を、技術課長補佐を置く課長は(4)、(6)、(10)、(15)、(16)、(17)、(21)及び(22)を除く。)

(1)～(27) (略)

(28) 1件130万円以下の工事の請負契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定、見積の執行、契約締結、検査及びしゅん工検査報告に関すること。

(29) (略)

(30) 委託業務の検査及び1件200万円未満の委託業務検査報告に関する事。

(31) (略)

(32) 課に属する1件100万円以下の委託業務契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定、見積の執行及び契約締結に関する事。

(33) 1件80万円以下の物品(記念品料、消耗品費、印刷製本費、医薬材料費、原材料費)の購入の入札(見積)に関する事。

(34) 1件80万円以下の備品の購入の入札(見積)に関する事。

(35) 1件100万円以下の修繕契約の入札(見積)に関する事。

(36) 修繕業務の検査及び1件200万円未満の修繕業務検査報告に関する事。

(37)～(41) (略)

総務課長専決事項～情報管理課長専決事項 (略)

契約課長専決事項

(1) 1件200万円超2,500万円未満の工事請負契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、一般競争入札に係る参加条件等の決定及び告示、予定価格の決定及び契約締結並びに工事完成確認通知に関する事。

(2) 1件80万円超500万円未満の物品購入契約に係る競争入札の

(30) 委託業務の検査及び1件100万円未満の委託業務検査報告に関する事。

(31) (略)

(32) 課に属する1件50万円以下の委託業務契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定、見積の執行及び契約締結に関する事。

(33) 1件40万円以下の物品(記念品料、消耗品費、印刷製本費、医薬材料費、原材料費)の購入の入札(見積)に関する事。

(34) 1件40万円以下の備品の購入の入札(見積)に関する事。

(35) 1件50万円以下の修繕契約の入札(見積)に関する事。

(36) 修繕業務の検査及び1件100万円未満の修繕業務検査報告に関する事。

(37)～(41) (略)

総務課長専決事項～情報管理課長専決事項 (略)

契約課長専決事項

(1) 1件130万円超2,500万円未満の工事請負契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、一般競争入札に係る参加条件等の決定及び告示、予定価格の決定及び契約締結並びに工事完成確認通知に関する事。

(2) 1件40万円超500万円未満の物品購入契約に係る競争入札の

参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関すること。

- (3) 1件80万円超500万円未満の備品購入契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関すること。
- (4) 1件100万円超1,000万円未満の指名業者等との委託契約(部長共通専決事項(21)及び(23)並びに公営競技事業所長専決事項(8)及び(11)は除く。)に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、一般競争入札に係る参加条件等の決定及び告示、予定価格の決定、契約締結及び業務完成確認通知に関すること。
- (5) 1件100万円超500万円未満の修繕契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定、契約締結及び業務完成確認通知に関すること。
- (6) 予定価格50万円以下の物品の払下げに関すること。
- (7) 1件200万円超の工事請負契約の入札(見積)の執行に関すること。
- (8) 1件100万円超の委託契約(部長共通専決事項(22)は除く。)の入札(見積)の執行に関すること。
- (9) 1件80万円超の物品購入契約の入札(見積)の執行に関する

参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関すること。

- (3) 1件40万円超500万円未満の備品購入契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関すること。
- (4) 1件50万円超1,000万円未満の指名業者等との委託契約(部長共通専決事項(21)及び(23)並びに公営競技事業所長専決事項(8)及び(11)は除く。)に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、一般競争入札に係る参加条件等の決定及び告示、予定価格の決定、契約締結及び業務完成確認通知に関すること。
- (5) 1件50万円超500万円未満の修繕契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定、契約締結及び業務完成確認通知に関すること。
- (6) 予定価格30万円以下の物品の払下げに関すること。
- (7) 1件130万円超の工事請負契約の入札(見積)の執行に関すること。
- (8) 1件50万円超の委託契約(部長共通専決事項(22)は除く。)の入札(見積)の執行に関すること。
- (9) 1件40万円超の物品購入契約の入札(見積)の執行に関する

こと。

(10) 1件80万円超の備品購入契約の入札(見積)の執行に関する
こと。

(11) (略)

(12) 1件100万円超の修繕契約の入札(見積)の執行に関するこ
と。

(13)・(14) (略)

財産活用課長専決事項～健幸保健課長専決事項 (略)

住宅課長専決事項

(1)～(3) (略)

(4) 1件200万円超500万円未満の所管工事の検査及びしゅん工
検査報告に関すること。

土木管理課長専決事項

(1) (略)

(2) 1件200万円超500万円未満の所管工事の検査及びしゅん工
検査報告に関すること。

(3)・(4) (略)

土木建設課長専決事項

(1) (略)

(2) 1件200万円超500万円未満の所管工事の検査及びしゅん工

こと。

(10) 1件40万円超の備品購入契約の入札(見積)の執行に関する
こと。

(11) (略)

(12) 1件50万円超の修繕契約の入札(見積)の執行に関するこ
と。

(13)・(14) (略)

財産活用課長専決事項～健幸保健課長専決事項 (略)

住宅課長専決事項

(1)～(3) (略)

(4) 1件130万円超500万円未満の所管工事の検査及びしゅん工
検査報告に関すること。

土木管理課長専決事項

(1) (略)

(2) 1件130万円超500万円未満の所管工事の検査及びしゅん工
検査報告に関すること。

(3)・(4) (略)

土木建設課長専決事項

(1) (略)

(2) 1件130万円超500万円未満の所管工事の検査及びしゅん工

検査報告に関すること。

建築課長専決事項

- (1) 1件 200万円超500万円未満の所管工事の検査及びしゅん工検査報告に関すること。

都市計画課長専決事項

- (1) (略)
- (2) 1件 200万円超500万円未満の所管工事の検査及びしゅん工検査報告に関すること。
- (3)・(4) (略)

農業土木課長専決事項

- (1) 1件 200万円超500万円未満の所管工事の検査及びしゅん工検査報告に関すること。
- (2) (略)

支所市民窓口課長専決事項～こども園副園長、保育所副所長専決事項 (略)

別表第2(財務共通)(第4条、第8条関係)

決裁専決 事項	市長 *	副市長 *	行政 経営 部長	部長	次長	課長	備考
------------	---------	----------	----------------	----	----	----	----

検査報告に関すること。

建築課長専決事項

- (1) 1件 130万円超500万円未満の所管工事の検査及びしゅん工検査報告に関すること。

都市計画課長専決事項

- (1) (略)
- (2) 1件 130万円超500万円未満の所管工事の検査及びしゅん工検査報告に関すること。
- (3)・(4) (略)

農業土木課長専決事項

- (1) 1件 130万円超500万円未満の所管工事の検査及びしゅん工検査報告に関すること。
- (2) (略)

支所市民窓口課長専決事項～こども園副園長、保育所副所長専決事項 (略)

別表第2(財務共通)(第4条、第8条関係)

決裁専決 事項	市長 *	副市長 *	行政 経営 部長	部長	次長	課長	備考
------------	---------	----------	----------------	----	----	----	----

決裁 専決区分							
(略)	(略)					(略)	(略)
12	委託料の執行	～3,3,000 000～		1,000 ～		100～	勝車投票券発売に関する委託料で500万円未満のものについては、公営競技事業所長専決
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	
14	工事請負費の執行	～7,7,000 000～		1,000 ～		200～	
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)					
*合議 (略)							

決裁 専決区分							
(略)	(略)					(略)	(略)
12	委託料の執行	～3,3,000 000～		1,000 ～		50～	勝車投票券発売に関する委託料で500万円未満のものについては、公営競技事業所長専決
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	
14	工事請負費の執行	～7,7,000 000～		1,000 ～		130～	
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)					
*合議 (略)副市長専決については、財政課長							

(注)	(注)
(略)	(略)

(飯塚市会計管理者事務決裁規程の一部改正)

第4条 飯塚市会計管理者事務決裁規程(平成19年飯塚市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
区分		範囲		区分		範囲	
1 支出命令書の 審査、支出負担 行為の確認及び 支払の決定	節区 分	(略)	(略)	1 支出命令書の審 査、支出負担行為 の確認及び支払 の決定	節区 分	(略)	(略)
		(14) 工事請負費	200万円未満のもの			(14) 工事請負費	130万円未満のもの
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	

附 則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。